平成２９年（再イ）第１４号
北海道三笠市柏町440番地52
再生債務者　福岡　明彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（再イ）第２１号
岩手県滝沢市大崎209番地31
再生債務者　藤原　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第９６号
東京都狛江市元和泉２丁目32番15号
再生債務者　佐々　精一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第９７号
東京都狛江市元和泉２丁目32番15号
再生債務者　佐々美恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第７３号
静岡県三島市三恵台９番地の４
再生債務者　二ノ宮光晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（再イ）第６１号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目24番６号
再生債務者　杉本　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第６５号
静岡県浜松市北区細江町中川467番地の３
再生債務者　志岐まゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第１０６号
京都府木津川市梅美台６丁目10番地17
再生債務者　金児　興昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第９４号
大阪府貝塚市堀１丁目29番13号
再生債務者　古賀　一志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

早明浦ダム改築工事開始公告

独立行政法人水資源機構公告第１号
特定施設の改築工事を下記のとおり開始するので、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第17条第３項の規定により公示します。
平成30年４月25日
独立行政法人水資源機構理事長　金尾　健司
記
特定施設の名称　早明浦ダム
施行区域
右岸　高知県土佐郡土佐町中島
左岸　高知県長岡郡本山町吉野
工事開始の事業年度　平成30事業年度

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成30年４月１日
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長　中村　範明
竜嵜　　哲
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上平成30年４月１日）

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成30年４月25日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博
記
1．⑶⑯ト㈡を次のとおり改める。
㈡　実施する期間
ⓐ　３日間周遊プラン
平成30年４月27日から同年11月５日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成30年５月１日から同年同月３日までの間、平成30年７月17日、平成30年８月14日から同年同月16日までの間、平成30年９月18日、平成30年９月25日及び平成30年10月９日。
ⓑ　４日間から６日間周遊プラン
平成30年４月27日から同年11月５日まで。
ⓒ　７日間から14日間周遊プラン
平成30年４月27日から同年11月５日まで。
1．⑷①ハのうち、
「平成30年４月25日まで」を「平成31年４月25日まで」に改める。

日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（平成三十年三月二十八日文部科学大臣認可　二十九受文科高第二〇二七号）
日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。
第二十六条第二項の表中「千分の九十八・四三」を「千分の九十九・〇六」に、「千分の十三・六二」を「千分の十四・二四」に、「千分の九十七・八八」を「千分の九十八・五二」に改め、同条第三項の表中「千分の九十七・八八」を「千分の九十八・五二」に、「千分の十三・六二」を「千分の十四・二四」に改め、同条第五項の表中「千分の九十七・二八」を「千分の九十七・八二」に、「千分の十三・六二」を「千分の十四・二四」に改める。

附　則
1　この変更は、平成三十年四月一日から実施する。
2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、平成三十年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。
平成三十年四月二十五日
東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　日本私立学校振興・共済事業団